

平成29年度「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業  
(再生医療技術を応用した創薬支援基盤技術の開発)」  
公募要領・提案書 質疑応答集

分類	質問	回答
共通	提案書「12. 研究計画・方法」は3000字では書ききれない。どのようにすれば良いのか。	研究項目を大きくりにするなどして、3000字以内で記載して頂きたい。詳細については任意で補足資料を作成し、添付して頂いても構わない。
共通	提案書「18. 研究開発代表者の研究歴等」について、研究開発代表者の研究歴、発表業績等の各項目には、研究開発代表者のみ記載するのか。研究開発分担者についても記載が必要か。	・「研究開発代表者の研究歴」には、「研究開発代表者」のみ、研究歴を記載して頂きたい。 ・「発表業績等」には、「研究開発代表者」、「研究開発分担者」の双方について、記載して頂きたい。
共通	提案書「20. 他の研究事業等への申請状況」には、申請中(応募中)の課題についても記載するのか。また、研究分担者についても記載するのか。	申請中(応募中)の課題についても記載して頂きたい。研究代表者、研究分担者の双方について記載して頂きたい。
共通	提案書「21. 研究費補助等を受けた過去の実績」には、研究分担者についても記載が必要か。	研究代表者、研究分担者の双方について記載して頂きたい。
共通	製薬企業が分担者又は協力者に入って構わないか。	構わない。
共通	提案書に、10. に競合する先行技術など、現在の知的財産状況について記載すること、と書いてあるが、どこまで調べる必要があるのか。例えば、特許検索のみならず、国内外の研究室の技術状況を調べる必要があるのか。	少なくとも特許検索をおこなって頂き、それを踏まえての知財戦略を記載して頂きたい。
共通	特許出願費用は誰が負担するのか。	原則としては出願者の自己負担若しくは間接経費となる。
共通	分担研究者又は協力者に国外の機関に属している研究者を入れることは可能か。	代表者は国内の研究機関等に所属している研究者に限定している(公募要領3ページを参照)。分担研究者・協力者については限定していない。ただし、知財合意については対応して頂くことが前提である。
共通	プロジェクトで得られた成果が製品化された場合、バックグラウンドIP(本事業参加者が事業への参加前から保有していた知的財産権)について、どのように扱うのか。	自ら(バックグラウンドIPの保有者)の利益を損なわない範囲で、関係者間で適正かつ合理的な条件について協議していただく。
共通	参画する企業の業種について制限はあるか。	参画する企業の業種に制限はない。一方で、事業を通じて開発された細胞やデバイスについて、参画する企業が販売をおこなうことが求められるので、それができる体制を構築していただきたい。
共通	ヒアリング審査の日程を教えてください。	7月3日(月)を予定している。
項目1	自らの作った臓器モデルを連結させること、と書いてあるが、項目1の中で臓器モデルをあらかじめ研究されていることが望ましいか。	その通りである。また、項目2-1と連携して応募していただいても構わない。それ以外の場合は、事業を通じて項目2-1と連携していただく。
項目2-1	血液脳関門に関わる組織 ということでは脳神経系そのものは対象になるか？	血液脳関門に関わる脳組織を含むことが必要である。神経細胞のみでは対象外になる。
項目2-1	複数の臓器で応募する場合はどのように提案をすれば良いのか。	合理的な理由がない場合は臓器毎に分けて提案をして頂きたい。1つの提案とする合理的な理由がある場合は、1つの提案書で提案頂きたい。
項目2-2	事業期間内に販売する事が必須であるか。	事業期間内での販売は必須ではない。販売までのマイルストーンを書いて頂きたい。
項目2-2	企業よりも大学に研究費を多く配分することが必要か。	必要ではない。大学で研究開発に必要な金額を優先して配分して頂きたい。一方で、企業についてはAMED研究費のみでは足りない場合、自己負担をして頂きたい。